

平成27年(ワ)第平成27年(ワ)第570号 マイナンバー離脱等請求事件

原告 坊 真彦 外49名

被告 国

証 拠 説 明 書

(甲20～21号証)

平成30年4月20日

金沢地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

号証	標目		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 21	「プライバシー の権利を考 える」 (抜 粋) (209～227 ペ ジ)	写	H29.9.29	慶応義塾大 学法科大学 院教授 山本龍彦	マイナンバー法においては、 個人番号の利用等の範囲につい て「法律」(法律の具体的な授権 に基づいて制定された命令や、 条例を含む)に基づくことが厳 格に求められており、具体的な 「法律」の根拠を欠く情報の利 用等は違憲であることなど。
甲 22	「住基ネット訴 訟—単純個人情 報の憲法上の保 護」	写	H29.5.3	慶応義塾大 学法学部教 授 小山 剛	法律により取得目的・利用範 囲を特定しないと、その範囲が 自己増殖的に拡大していく危険 性が高いことなど。

以上